

第1群	1-12 視力（能力）
-----	-------------

1-12 視力	評価軸：①能力
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 普通（日常生活に支障がない）</li> <li>2. 約1m離れた視力確認表の図が見える</li> <li>3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える</li> <li>4. ほとんど見えない</li> <li>5. 見えているのか判断不能</li> </ol>

**(1) 調査項目の定義**

「視力」（能力）を評価する項目である。  
 ここでいう「視力」とは、見えるかどうかの能力である。  
 認定調査員が実際に視力確認表の図を調査対象者に見せて、視力を評価する。

**(2) 選択肢の選択基準**

「1. 普通（日常生活に支障がない）」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞、雑誌などの字が見え、日常生活に支障がない程度の視力を有している場合をいう。</li> </ul>

「2. 約1m離れた視力確認表の図が見える」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞、雑誌などの字は見えないが、約1m離れた視力確認表の図が見える場合をいう。</li> </ul>

「3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・約1m離れた視力確認表の図は見えないが、目の前に置けば見える場合をいう。</li> </ul>

「4. ほとんど見えない」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・目の前に置いた視力確認表の図が見えない場合をいう。</li> </ul>

「5. 見えているのか判断不能」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症等で意思疎通ができず、見えているのか判断できない場合をいう。</li> </ul>

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

見えるかどうかを選択するには、会話のみでなく、手話、筆談等や、調査対象者の身振りに基づいて視力を確認する。

見たものについての理解等の知的能力を問う項目ではない。

広い意味での視力を問う質問であり、視野狭窄・視野欠損等も含まれる。

部屋の明るさは、部屋の電気をつけた上で、利用可能であれば読書灯などの補助照明器具を使用し十分な明るさを確保する。

眼鏡・コンタクトレンズ等を使用している場合は、使用している状況で選択する。

### ① 調査対象者に実際に行ってもらった場合

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回な状況に基づき選択を行う。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

強度の視野狭窄があり、確認したところ、「4.ほとんど見えない」状況にあった。誰かが付き添わなければ外出ができず、通院時（1回/週）には同居の娘が付き添っている。

### ② 調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合は、その理由や状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

また、調査対象者や介護者からの聞き取り内容、選択した根拠等についても、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

認知症等で意思疎通ができず、見えているのか分からないため、「5.見えているのか判断不能」を選択する。

### ③ 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

#### ◆特記事項の例◆

実際に確認して「2.約1m離れた視力確認表の図が見える」を選択する。しかし、強度の視力矯正の眼鏡を使用しており、その眼鏡がなければ、ほとんど見えないため、外出もできないとのこと。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
<p>強度の視野狭窄があり、外出ができない等の日常生活での支障がある。視力確認表を本人の正面に置くと、約1m離れた距離に置いた場合でも、目の前に置いた場合でも、視野狭窄により全く見えない。視野狭窄のない視野内に視力確認表を置き直すと約1m離れた距離から見える。</p>	<p>「2.約1m離れた視力確認表の図が見える」</p>	<p>「1-12 視力」の確認方法においては視野狭窄や視野欠損等がある場合も、あくまでも本人の正面に視力確認表をおいた状態で行うことが原則であり、「約1m離れた視力確認表の図」が見えない状況に加え、「目の前に置いた」場合にも見えないことから、「4.ほとんど見えない」を選択する。</p>

視力確認表

